

令和5(2023)年3月24日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立加美東小学校
校長 奥 雅裕

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも感染拡大防止に取り組んでおりますが、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、教育委員会より通知（裏面に内容を抜粋記載）がありました。学校といたしましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止と教育活動の継続の両立に取り組んでまいります。保護者の皆様におかれましても、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

また、毎日ご提出いただいている「健康観察表」については、新学期以降、「ミマモルメサービス」による学校への連絡に移行しますので、以下の対応をお願いします。

- ① まだ登録を済ませていない方は、3月末までに現在の学年で登録を完了させてください。
- ② 4月10日（月：始業式）、お子様は新学年に自動更新されています。クラスは未登録となっていますが、朝の体温等必要情報をご入力ください。
- ③ 4月11日（火）からは、クラスが登録されています。ご確認のうえ体温等必要情報をご入力ください。

※緊急時の連絡についても、これまでの「保護者メール」から「ミマモルメサービス」に変更されますので、必ず登録してください。

※「ミマモルメサービス」による健康観察（体温等の入力）については、5月8日（月）以降は不要になる予定です。詳細については、別途通知があり次第、お知らせします。

【裏面】

(教育委員会からの通知より抜粋)

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ・ 令和5年4月1日以降、児童及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求める基本とすること。
- ・ ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
- ・ 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童に指導すること。

2 効果的な換気の実施について

- ・ 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気を行うこと。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

- ・ 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底とともに、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- ・ その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。